

幸せます型補助金交付要綱

平成29年2月23日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業及び同項第2号の一般介護予防事業に基づく住民主体で取り組む支援事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)及び防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「要綱」という。)の例による。

(目的)

第3条 この補助金は、地域住民によって提供される軽易な生活支援サービスや集いの場及び法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所サービスへの移動支援サービスにより、高齢者の自立した生活の継続や社会的孤立感の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる支え合いの体制の確立を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)は前条に掲げる目的を達成するためのものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした場合
- (2) 政治又は宗教に係る場合
- (3) 法令又は公序良俗に違反する場合

3 通所型のサービスを提供する場合の活動内容は、参加者の実情に応じた多様な活動とする。ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動に類する活動については補助対象事業としない。

(補助対象事業者)

第5条 補助対象事業の事業者（以下「事業者」という。）は、前条に掲げる補助対象事業を実施しようとする団体で、次に掲げる事項に該当する団体とする。

(1) 市内に活動拠点があること

(2) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者及び同条第2項に規定する暴力団員が含まれていないこと

(3) 原則として週1回以上の補助対象事業の開設ができること

(4) 原則として1回につき2時間以上の補助対象事業の開設ができること

(5) 事業の開設につき要支援認定を受けた者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）をいつでも受け入れることができる体制であること

2 補助対象事業と同様の事業及び活動について、国、他の地方公共団体又はその他の公共団体の補助金、負担金又は本市の他の制度による補助金等の交付を受けている団体は、事業者としない。

(事業の種類)

第6条 補助対象事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 第1号訪問事業地域幸せます型

(2) 第1号訪問事業地域幸せますてごネっと型

(3) 第1号訪問事業移動支援幸せます型

(4) 第1号通所事業地域幸せます型

2 前項の補助対象事業に該当する事業内容と補助金の額については、別表1のとおりとする。

3 第1号訪問事業地域幸せます型補助の対象となる経費については、別表2のとおりとする。ただし、事業者が提供するサービスの利用

者に所有権が帰属する物品の購入費等、受益者負担が適当と認められる費用は経費として認めない。

(事業者申請)

第7条 事業者は、幸せます型補助対象事業者申請書（第1号様式）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(事業者決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合、その内容を審査し、事業者を決定する。

(決定の通知)

第9条 市長は前条の規定により事業者の決定をしたときは、幸せます型補助対象事業者決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の申請)

第10条 前条の規定により決定を受けた事業者は、補助対象事業の内容等を変更する場合には、幸せます型補助対象事業変更承認申請書（第3号様式）を、補助対象事業を廃止、休止又は再開する場合には、幸せます型補助対象事業廃止・休止・再開承認申請書（第4号様式）を、当該変更若しくは廃止、休止又は再開する日の1カ月前までに市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認)

第11条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査の上、承認の可否を決定する。この場合において、補助対象事業の変更については、幸せます型補助対象事業変更承認通知書（第5号様式）を、補助対象事業の廃止、休止又は再開については、幸せます型補助対象事業廃止・休止・再開承認通知書（第6号様式）により、事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、幸せます型補助金交付申請書（様式第7号）及び補助対象事業の実施状況や補助対象経費が確認できる事業実施報告書を市長に提出しなければ

ばならない。

- 2 補助金は、月を単位として交付する。
- 3 補助対象事業の開始が月初でない場合、月額で交付する補助金については、補助対象事業の開始日からの日割りにより補助金を支給する。
- 4 補助対象事業を廃止又は休止する日が月末でない場合、月額で交付する補助金については、事業を実施した最終日までの日割りにより補助金を交付する。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

(決定の通知)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、幸せます型補助金交付決定通知書(第8号様式)により、補助金の交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業所の提出する適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に補助金を事業者に支払うものとする。
(従事者)

第16条 補助対象事業の従事者(以下「従事者」という。)は、認知症サポーター養成講座を受講するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持)

第18条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、事故が発生した場合には必要な処置を取るとともに、処置の内容について記録するなどの対応に努めなければならない。

2 事業者は、事故の発生に備え、損害賠償保険の加入などの対策に努めなければならない。

(記録の整備)

第20条 事業者は、補助対象事業に関する関係書類及び補助金の経理に係る書類を整備し、事業完了後5年間これを保存しなければならない。

(報告)

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して報告をさせることができる。

2 市長は、前項の報告等により、事業者に対して調査を行うことができる。

(指導)

第22条 市長は、前条の報告又は調査により、補助金に係る予算の執行の適正を確保するために、事業者に指導することができる。

(決定の取消)

第23条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第4条及び第5条の要件を満たさない場合

(2) 前条の指導に従わない場合

(3) この要綱の規定に基づく手続きを行わない場合

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用し、決定を取り消すべき事項が発生した日以降に交付した補助金についても返還させることができる。
- 3 第1号通所事業地域幸せます型により、開設準備経費及び開設準備施設補修経費について補助金の交付を受け、施設の補修や構造物の設置等をしたにもかかわらず、その耐用年数以内に事業を廃止した場合には、市は事業所に補助金を返還させることができる。
- 3 第1項に規定する取消しをする場合は、幸せます型補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（第9号様式）を事業者に送付するものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、施行日以降の実施分から適用し、平成29年度以前の実施分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、施行日以降の実施分から適用し、施行日以前の実施分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、施行日以降の実施分から適用し、施行日以前の実施分については、なお従前の例による。

別表 1

事業名	サービス内容	補助金額及び加算
第 1 号 訪 問 事 業 地 域 幸 せ ます 型	介護専門職の行うべき身体介助を伴わない軽易な生活支援サービス	別表 2 の補助対象経費について、1 月あたり 8, 0 0 0 円 (上限)
第 1 号 訪 問 事 業 地 域 幸 せ ます て ご ネ っ と 型	介護専門職から提出された高齢者の自立を支援するサービスで少なくとも 1 圏域以上を活動範囲とするもの	別表 2 の補助対象経費について、1 月あたり 3 0, 0 0 0 円 (上限)
第 1 号 訪 問 事 業 移 動 支 援 幸 せ ます 型	通所型サービス及びそれに準じるサービスへの送迎を、通所型サービス等を運営する主体とは別の主体が行うサービス	要支援者等の送迎に使用する車両に係る燃料費の実費
第 1 号 通 所 事 業 地 域 幸 せ ます 型	要支援者等が利用する住民が主体となり運営している「通いの場」において実施する高齢者の介護予防、閉じこもり予防や自立支援に資する通所サービス	1 回のサービス提供時間、1 時間につき 5 0 0 円 開設準備経費加算 開設に伴う消耗品の購入費用に係る実費 (上限 1 0 0, 0 0 0 円) 開設準備施設補修経費加算 開設に伴い使用施設の補修及び実施に要する構造物の設置に係

		<p>る実費（上限200,000円）</p> <p>送迎加算</p> <p>送迎に使用する車両に係る燃料費の実費</p> <p>講師費用</p> <p>公民館活動に伴う講師謝金の基準（生涯学習課）に準じた額</p> <p>会場借上加算</p> <p>1回あたりの会場借り上げにかかる費用実費（上限5,000円）</p>
--	--	---

別表 2

対象経費	内容
人件費	市等関係機関との調整や利用者のサービス調整等に係るコーディネート等の事務作業を行う者の人件費
需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
使用料及び賃借料	土地・建物借上料、車両借上・リース料、機器借上・リース料、会場使用料、ソフトウェア使用料、通行料、映像使用料等

※上記に該当しない費用について、事業者は防府市と事前に協議するものとする。

※人件費は、利用者に対しサービスを提供する際の人件費を含まない。

※需用費、役務費、使用料及び賃借料については、要支援者等でない利用者の利用割合が過半数の場合、要支援者等へのサービス提供に

係る経費と特定できる経費を除き、要支援者等の利用割合で按分した額とする。